委員会提出議案第２号

田川市議会委員会条例の一部改正について

上記議案を田川市議会会議規則第１３条第２項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和６年３月２１日

提出者　田川市議会議会運営委員会委員長　佐々木　　博

理　由

田川市事務分掌条例の一部改正に伴い、田川市議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたためである。

田川市議会委員会条例の一部を改正する条例

田川市議会委員会条例（平成３年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「総務部の所管に属する事項」を「総務部の所管に属する事項
市民生活部のうち税務課及び
に改め、同項第２号中「市民生活部の所管に属する安全安心まちづくり課に属する事項」
「市民生活部のうち人権・同和対策課、市民課及び環境政策課の所管に属する事事項」を
福祉部の所管に属する事項
項
に改める。
」

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。